

1 電気通信サービスにおける消費者行政

消費者支援策の推進と電気通信の適正利用のための対応

近年の情報通信技術の進歩や規制緩和による電気通信事業者間の競争の進展等により、電気通信サービスの高度化、サービス内容や料金メニューの多様化が大いに進み、消費者の利便性は向上している。その一方で、消費者が、不正アクセスや迷惑通信等の電気通信の不適正利用の被害に遭うケースや、サービス内容の複雑化等に起因するトラブルに巻き込まれるケースも多くなりつつある。こうした状況の中、消費者が安心して電気通信サービスを利用できるようにするための取組、すなわち、消費者行政の強化が重要になっており、その充実が求められている。

1 消費者支援策の推進

(1) 電気通信サービスの契約の適正化と広告表示の適正化

DSL関係やIP電話関係のもの等、主に電気通信事業者と消費者との間の契約に係るトラブルの原因は、電気通信事業者からの説明がわかりにくいこと等により、消費者が電気通信サービスの内容を十分に理解できないまま契約を締結してしまうことが多いためと考えられることから、第156回国会において電気通信事業法が改正され、契約時に電気通信事業者や契約代理店が消費者にその内容を説明しなければならない旨及び電気通信事業者が消費者からの苦情・問合せを適切かつ迅速に処理しなければならない旨の説明義務が新たに設けられた。

また、電気通信サービスは、料金メニューやサービス内容の複雑化・多様化が進んでいることから、消費者にとってよりわかりやすく誤解のない広告表示を行うため、電気通信事業者3団体（（社）電気通信事業者協会、（社）テレコムサービス協会、（社）日本インタ

ーネットプロバイダー協会）により構成される電気通信サービス向上推進協議会が、平成15年12月に、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準」を公表した^(注)。

(2) 消費者団体等との連携

消費者行政の推進のためには、消費者団体等との連携を図ることも重要な課題であり、その一環として、総務省では、消費者団体や電気通信事業者団体等をメンバーとする電気通信消費者支援連絡会を平成15年1月から開催して、消費者支援の在り方について定期的に意見交換を行っている。

電気通信消費者支援連絡会において検討してきたこれまでの主なテーマは、電気通信サービスの広告表示に関する自主的な基準の在り方、平成15年の改正により新たに盛り込まれた電気通信事業法の消費者保護ルールの在り方であり、前者の検討については「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準」（上記(1)）に反映され、後者の検討については、改正電気通信事業法の説明義務、苦情等適切処理義務等の関係省令等に反映されている。

(3) 電気通信サービスに関する苦情・相談対応と消費者への情報提供

総務省では、消費者相談窓口を設置し、消費者から寄せられる電気通信サービスに関する苦情・相談に対応している。また、毎年、電気通信サービスに関する注意事項をまとめた「電気通信サービスQ&A」という小冊子（パンフレット）を作成、配布しているほか、総務省ホームページにも「電気通信消費者情報コーナー」を設け消費者行政の取組を紹介している。

(注) 電気通信サービス向上推進協議会には、その後(社)日本ケーブルテレビ連盟が参加し、平成16年5月現在、4団体が構成員となっている
関連サイト：電気通信消費者情報コーナー（URL http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html）

2 電気通信の適正利用のための対応

(1) 迷惑メール

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(平成14年7月施行)では、営利事業者が事前に受信者の同意を得ず広告メールを送る場合には、題名の冒頭に「未承諾広告」、本文中に「送信者の氏名又は名称、住所、送信に用いたメールアドレス、送信拒否の通知を受けるためのメールアドレス」等を表示しなければならない旨(表示義務)及び送信拒否の通知をした者に対して広告メールを再送信してはならない旨(オプトアウト義務)等が定められており、これらの義務に違反した場合には、総務大臣による措置(是正)命令、さらに措置命令に従わないときは罰金刑が課されることとなっている。

総務省では、迷惑メール問題の改善に向け、措置命令をはじめとする同法の執行のほか、電気通信事業者による自主的対応の促進や利用者への周知啓発に努めている(図表)。

(2) 違法・有害コンテンツ対策

プロバイダ責任制限法

インターネットの急速な普及に伴い様々な電気通信サービスの提供が可能となってきているが、その一方で、他人の権利を侵害する情報の流通も増加してきている。その対策として、平成14年5月に、インターネ

ット上のウェブページや電子掲示板等、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害された場合について、(ア)プロバイダ等の責任の制限(プロバイダ等の責任を制限・明確化することにより、プロバイダ等が権利侵害情報に対して適切に対応することが促される)(イ)(被害を受けた者からの)発信者情報の開示請求権を規定する、いわゆるプロバイダ責任制限法(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」)が施行された。総務省では、同法が適切に運用されるよう、業界団体による同法のガイドラインの策定に対する支援や周知を行ってきている。

プロバイダによる自主規制の促進

インターネット上での違法・有害情報については、(社)テレコムサービス協会が「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」(平成10年2月公表、平成15年5月改訂)及び「インターネット接続サービス契約約款モデル条項」(平成12年1月公表)を、また(社)電気通信事業者協会が「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」(平成13年3月公表)を策定し、周知に努めている。総務省では、今後とも、業界団体等による自主的取組を促すための支援を行うこととしている。

図表 携帯電話事業者による自主的対応や利用者への周知啓発の概要

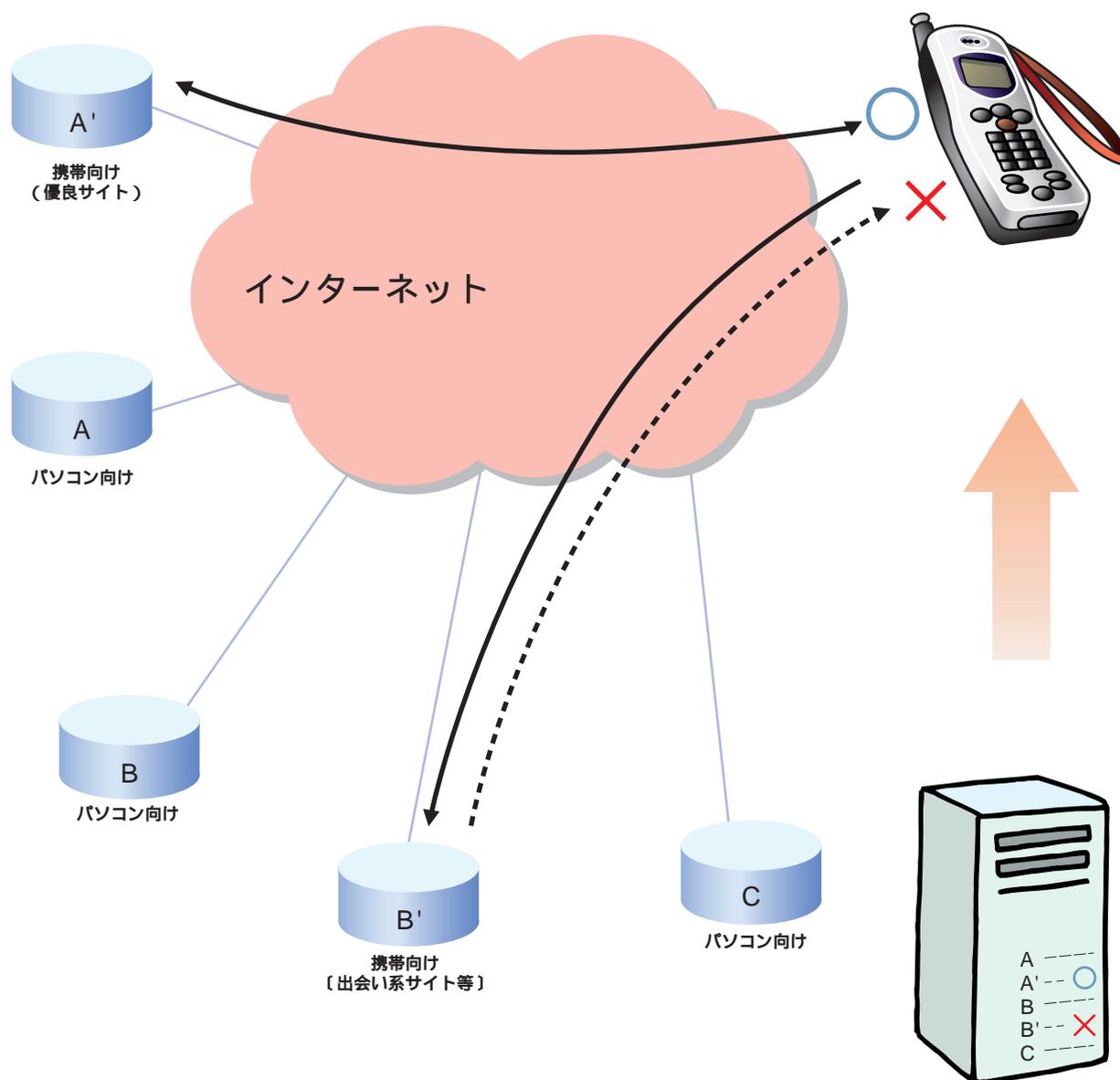
携帯電話事業者による自主的対応	
対応策	各社の取組
回線停止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモグループ 3,024回線(平成16年4月6日現在) ・KDDI (au) 20,900回線(平成16年3月31日現在) ・ボーダフォン 9,320回線(平成16年3月31日現在) ・ツーカーグループ 325回線(平成16年3月31日現在) ・DDIポケット 1,959回線(平成16年3月31日現在)
送信通数制限措置	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモグループ iモード大量送信者(1回線1日当たり200回)からのメール受信制限(平成16年1月8日～) ・KDDI (au) 1日1,000通を超えて送信する者(回線)を利用停止(平成15年9月18日～) ・ボーダフォン 一定の時間内(最大3時間)における送信可能通数を1回線120通未満に制限(平成15年12月22日～) ・DDIポケット 30分100通を超えて送信する者(回線)を利用停止(平成14年6月10日～)
利用者への周知啓発	
発表時期	内容
平成15年10月7日	「迷惑メール送信業者への「名義貸し」について」 自分の携帯電話の名義を貸す「名義貸し」は、迷惑メールの送信に協力することにつながり、また自らトラブルに巻き込まれる可能性があるため、他人に気軽に名義を貸さないように注意喚起を行った
平成16年1月19日	「携帯電話に着信する迷惑メールに対する自衛策について」 ドメイン指定受信機能等迷惑メール防止に有効なサービスを各携帯電話等事業者が提供していること等を踏まえ、携帯電話等に着信する迷惑メールに対する利用者側の自衛策について整理し、発表した
平成16年4月21日	「メールに記載されたURLへの不用意なアクセスについて」 メールに記載されたURLにアクセスした際に、「入口」等のボタンをクリックしただけで契約が成立するような利用規約を定め、この規約に基づき高額な入会金、会費等を請求してくるトラブルに関する注意喚起を行った

フィルタリングサービスの普及・開発

近年、モバイルインターネットが幅広い年齢層に急速に普及する一方、出会い系サイトを通じた児童買春等が社会問題となっている。現在、パソコン向けのフィルタリング機能（インターネットのウェブページのうち、特定の条件に合致する（しない）ページの閲覧を遮断すること。）は実現・普及しているが、（実際に

児童買春等の問題となったケースで主に利用されていた）“モバイル”向けについては、その特性から、フィルタリング機能の実現に至っていないため、総務省では、児童の健全育成の観点から、平成16年度からモバイル端末におけるフィルタリング機能の実現に取り組んでいる（図表）。

図表 モバイル端末によるフィルタリング機能のイメージ図



2 情報セキュリティ及びプライバシー保護対策の推進

(1) 情報セキュリティ対策への取組

安心して利用できるITの実現に向けて

IT化の進展は、国民生活、経済活動に大きな恩恵をもたらす一方、社会全体の情報通信システムへの依存度を高めるため、情報通信システムへの攻撃により社会全体に重大な事態が引き起こされることもあり得る。このため、今後のIT戦略の推進にあたっては、情報セキュリティの向上が不可欠であり、総務省では以下のような情報セキュリティ対策の強化に向けた取組を行っている。

1 情報セキュリティ確保に向けた官民連携の強化

電気通信分野はIT社会の根幹をなす重要インフラの一つであるとともに、他のあらゆるインフラの基盤となる「インフラのインフラ」に相当するものである。このため、我が国のインターネット・セキュリティを確保する上で、ネットワークインフラを提供する電気通信事業者における適切なセキュリティ対策の実施が極めて重要となる。

情報通信ネットワークを悪用して、多様なITサービスの提供を妨げる各種セキュリティ侵害に関する情報を収集・分析し、分析結果を会員間で共有することによりネットワークの防護・連携を図るなど、インシデント（情報セキュリティ侵害事案）発生時の対応や官民連絡・連携に係る対策を進めるために、平成14年7月に業界団体3団体及び電気通信事業者7社により、インシデント情報共有・分析センター（Telecom-ISAC Japan）が設立され、平成15年3月にサービス提供を開始している。さらに、Telecom-ISAC Japanでは、インシデントの発生を早期に捉え、情報セキュリティ侵害の被害拡大を防止するため、インシデントの拡散を速やかに把握するための「広域モニタリングシステム」の構築を目指し、研究開発並びに体制整備を開始している。

2 情報セキュリティ対策に関する研究開発体制の整備、人材育成の推進等

平成15年1月、情報セキュリティ対策に関する研究開発体制並びに極めて高度な情報セキュリティに関する知見を有する人材の育成機能をより一層充実、強化するため、独立行政法人通信総合研究所情報セキュリ

ティセンターを設置した。さらに、同センターについては、平成16年4月、独立行政法人通信総合研究所の独立行政法人情報通信研究機構への改組に伴い、一層の体制強化が図られたところである。

また、平成15年度から、ウイルスのネットワークへの影響の予測・分析や迅速なウイルス対策の策定が可能になる研究開発環境を整備するため、コンピュータウイルス等を収集・動態保存したデータベースとその研究のための模擬ネットワークによるテストベッドを構築し、ウイルスの発生による緊急事態に迅速に対応するための体制及び外部研究者の当該テストベッドの共同利用体制を確立する予定である。

3 「安心・安全インターネット推進協議会」の活動支援

利用者が意識せずとも情報セキュリティが確保されたネットワーク環境の実現を目指し、平成15年12月に民間において安心・安全インターネット推進協議会が設立され、総務省もオブザーバーとして参画している。今後、総務省においては、安心・安全なインターネット環境の実現に資する基盤技術について、同協議会と連携をとりながら研究開発を実施する予定である。

4 セキュアOSに関する調査研究

平成15年度に電子政府・電子自治体へのオープンソースOS導入の在り方の検討に資することを目的として、総務省では、オープンソースOS及び非オープンソースOSについて、セキュリティ面、運用面、コスト面等の様々な観点から、そのメリット・デメリットの客観的・中立的な評価を実施した。当該評価を通じ、あらゆる情報システムに対しても最適なOSは存在しないことから、それぞれの情報システムの構築・運用にあたって、とるべき情報セキュリティ対策の検討をシステム調達の前段階で実施するとともに、総合評価方式による調達を通じて最適なOSの選択をそれぞれのシステムごとに行うことが適当であること等が提言された。

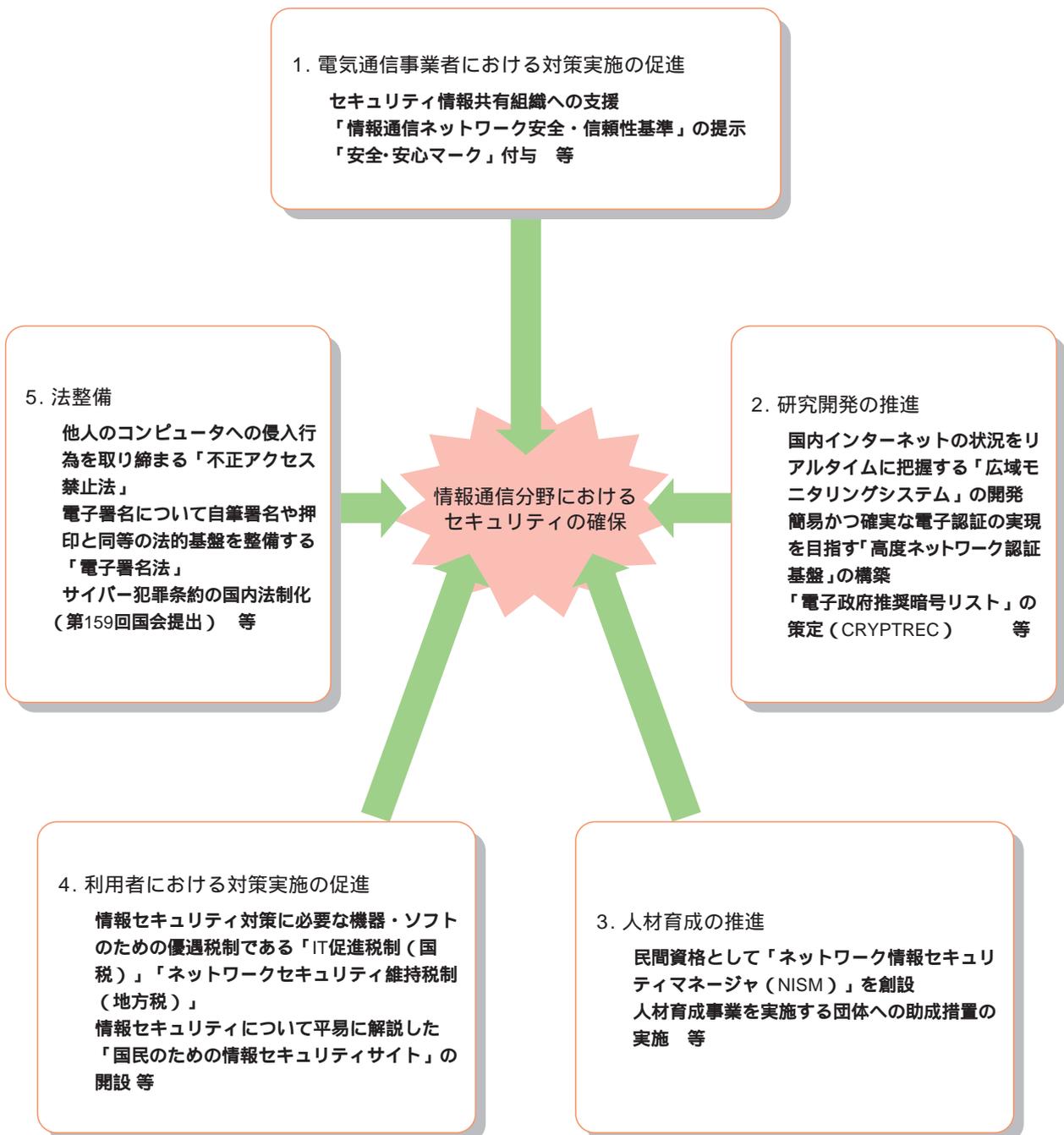
5 不正アクセス対策

平成12年2月に施行された「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、毎年少なくとも1回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発状況を公表することとし、不正アクセス行為が行われにくい環境の構築

に資することとしている。

また、平成13年11月に欧州評議会閣僚委員会において採決された「サイバー犯罪に関する条約」の批准を目指し、国際的な相互主義の下、グローバルな不正アクセス対策を講じるための不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正案を第159回国会に提出した。

図表 情報通信分野におけるセキュリティ政策の全体像



2 情報セキュリティ及びプライバシー保護対策の推進

(2) 政府全体での情報セキュリティ対策

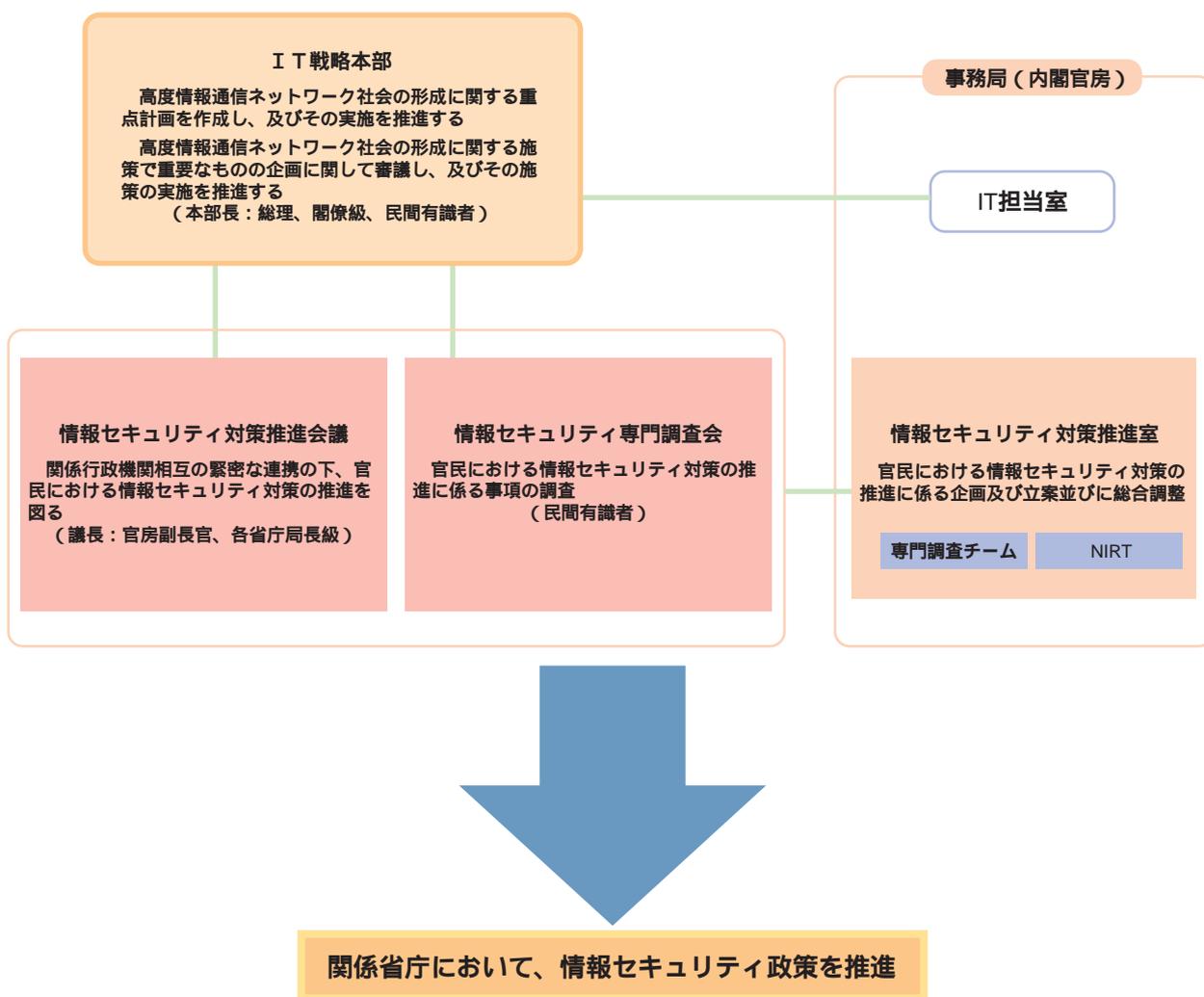
政府全体で情報セキュリティ対策を推進

政府全体での情報セキュリティの確保については、IT戦略本部に設けられた情報セキュリティ対策推進会議と情報セキュリティ専門調査会が中心となって対策を講じている。

電子政府のセキュリティ確保については、平成13年10月、電子政府の情報セキュリティ確保のためのアクションプランを定めた。また、これに基づき、NIRT (National Incident Response Team：緊急対応支援チーム) の設置 (平成14年4月)、情報セキュリティポリシーのガイドラインの改定 (平成14年11月)、各府省における情報セキュリティポリシーの改定 (平成14年度) が行われた。

また、情報通信システムを含む重要インフラ保護のための「サイバーテロ」対策については、平成12年12月、情報通信ネットワークや情報システムを利用した攻撃から重要インフラを防護することを目的として、「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」を策定している。さらに、平成13年10月、同計画に基づき、「サイバーテロ対策に係る官民の連絡・連携体制について」を策定し、サイバーテロ発生時における政府と事業者との連絡体制等について定めている。また、平成14年5月からは、特別行動計画に基づく取組の強化、推進を行っている。

図表 政府全体の情報セキュリティ推進体制



2 情報セキュリティ及びプライバシー保護対策の推進

(3) 国際的な情報セキュリティ対策の取組

サイバー条約への対応と国際連携の強化

1 サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた国内法の整備

ネットワークの脅威は、国境を越えて広範な悪影響を及ぼし得るものであり、その防止・抑制のためには国際的な協調関係の構築が必要である。このような観点から、我が国としても、平成13年11月に欧州評議会閣僚委員会において採択された「サイバー犯罪に関する条約」に署名し、同条約の締結に向け、違法な傍受、ウイルスの製造、提供、保有等の犯罪化や、ネット上の犯罪に関連するデータの迅速な保全等の刑事手続等に関する法制度の整備を進めているところである。総務省においては、第159回国会において、違法な傍受の犯罪化に関し所要の規定を設けるなどのため、「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」を提出し、平成16年5月に成立した(図表)。

2 情報セキュリティに関する国際連携の強化

政府全体としてはこれまで、2003年4月の日韓情報セキュリティ会合(東京)、同年9月の情報セキュリティに係る日米共同宣言(東京)を通じて情報セキュリティに関する国際連携を図ってきた。総務省としては、2003年9月の日中韓情報通信大臣会合協力取決めに基づくワーキンググループを2004年3月に韓国において開催し、日中韓の連携の一層の強化について合意したほか、同年3月に香港において開催されたAPEC電気通信・情報ワーキンググループにおいて、我が国のTelecom-ISAC Japanの活動を紹介するなど、諸外国との連携強化に向けた取組を実施している。

図表 サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた国内法の整備

背景	サイバー犯罪に関する条約締結に向けた法整備 1. 暗号化されたデータ通信などの不正な傍受・復元を処罰 2. 上記犯罪を外国で犯した自国民の処罰 無線LANなどのデジタル通信の普及 安心して利用できる環境の充実
現在	無線通信の秘密を漏らし、窃用する行為を処罰
改正後	暗号化された無線通信を傍受した者が、その秘密を漏らし、窃用する目的でその内容を復元する行為及びその未遂を処罰 日本国外での行為を行った者、有線電気通信の秘密を侵害した者についても処罰



2 情報セキュリティ及びプライバシー保護対策の推進

(4) 情報通信分野の個人情報の保護

情報通信分野における個人情報の適切な取扱いに向けて

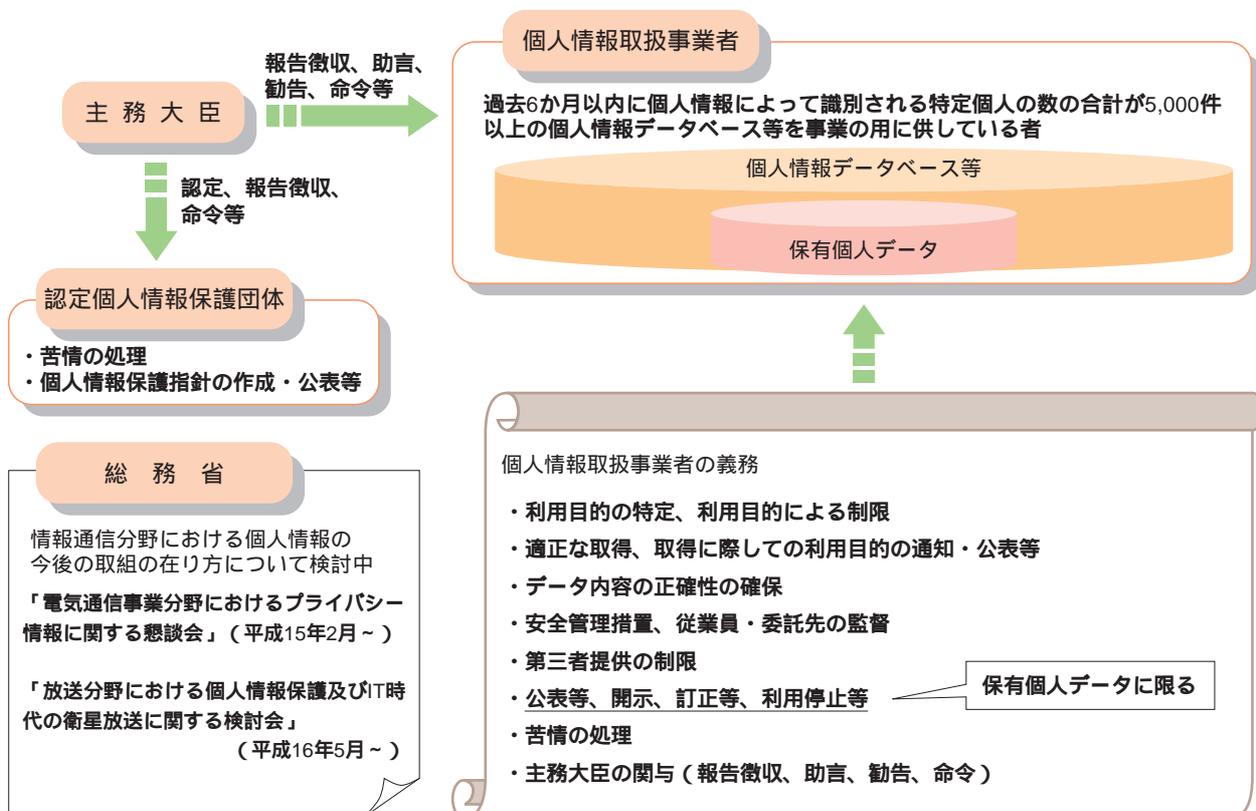
情報通信分野においては、その業務上、通信の秘密その他のプライバシーに関連する大量の情報を取り扱うものであり、従来からその厳正な扱いが求められてきたが、電子化された情報がネットワークを介して迅速に流通する高度情報通信ネットワーク社会においては、個人情報保護の必要性が一層高まってきている。

このような状況を考慮して、郵政省（現総務省）では、個人情報の取扱いに関し、電気通信分野については、電気通信事業者による適切かつ具体的な取扱指針を示した「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」（平成10年12月改訂）また、放送分野については、「放送における視聴者の加入者個人情報の保護に関するガイドライン」（平成8年9月）や「衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針」（平成15年4月）等を

策定し、電気通信事業者及び放送事業者等の自主的な取組を促進してきたところである。

一方、すべての分野を包括的に対象とした個人情報の保護については、平成15年5月、「個人情報の保護に関する法律」が公布され、平成17年（2005年）4月から全面施行されることとなっている。この法律を踏まえた個人情報の適切な取扱いについては、平成15年2月から開催している電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会及び平成16年5月から開催の放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会における議論並びにその報告を踏まえて、総務省としては、情報通信分野での個人情報の取扱いについて、同法の全面施行までに一定の具体的な結論を得ることとしている（図表）。

図表 個人情報の保護に関する法律の概要と総務省の取組



2 情報セキュリティ及びプライバシー保護対策の推進

(5) 電気通信の安全・信頼性の確保

あなたの大切な通信を確実に届けるために

1 重要通信の確保

電気通信分野では、携帯電話やIP電話等の普及に伴う通信サービスの発展や利用形態の多様化等に応じ、国、電気通信事業者及び産業界が連携して災害等の非常時に備えて重要通信を確保するための効果的な仕組みを、我が国全体として整備する必要性が高まっている。

こうした事情を踏まえて、総務省では、平成14年4月から、電気通信事業における重要通信確保の在り方に関する研究会を開催し、平成15年7月に報告書を公表、重要通信を確保するための方策等について提言を行うと同時に、同年5月に宮城県沖で発生した地震の際、著しい輻そうが発生し携帯電話がつながりにくい状況となったこと等を踏まえ、今後早急に取り組むべき課題を取りまとめた。

また、平成16年1月、同研究会報告書の提言等を受け、災害時等における通信確保に向け、電気通信システムの安全・信頼性確保のための事業者間連携の推進を目的に平成4年に設立された安全・信頼性協議会の場を通じた対応策の導入及び検討等の電気通信事業者

の取組状況を公表した。

具体的には、携帯電話からの110番等の緊急通報や災害関係機関の重要通信をより確実に確保する方策、災害時等の輻そう時において、インターネットやメールを活用した安否確認方策の取組のほか、平時から一般利用者に周知すべき災害時等における電話利用方法について、ホームページやパンフレット等への掲載を実施することとしている(図表)。

また、平成15年度においては、宮城県沖地震や釧路十勝沖地震の際の固定・携帯電話の輻そうやブラスターワームに代表されるコンピュータウイルス等の拡大があったほか、各種障害も生じていることから、電気通信設備の事故の発生状況や発生要因、対応策等を確認するため、必要に応じて実地調査を行い、電気通信事業者に対し再発防止に必要な指導を行うとともに、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」に基づく対策の実施を求める等、今後も利用者が安心して電気通信サービスを利用できるよう電気通信の安全・信頼性確保に努めていくこととしている(図表)。

図表 災害時等の電話利用方法のキャッチフレーズ

- ・一般利用者向け：あなたの「かけない」が被災地の緊急な通話を救います
- ・災害関係機関向け：ご存じですか？「災害時優先電話」

平成16年1月13日 (社)電気通信事業者協会 報道発表資料より

図表 平成15年度の電気通信分野における主要事故事例

障害日時	事業者名及び障害地域	事故概要	障害の影響	原因
発生：平成15年5月30日 13:41 - 復旧：同日 18:14	ジェイフォン(現 ポーダフォン) 全国	データ伝送を含む携帯電話サービスの利用不能	約74万加入	伝送装置の故障
発生：平成15年6月14日 15:15 - 復旧：6月15日 3:55	ジェイコム関東 東京都の一部	音声サービスの利用不能	約6万加入	交換機の故障
発生：平成15年6月23日 0:00 - 復旧：同日 9:30	データコア 秋田県	インターネット接続サービスの利用不能	約3千加入	ルーティングエンジンの故障
発生：平成15年7月2日 11:00 - 復旧：同日 13:00	鳥海インターネットサービス 秋田県	インターネット接続サービスの利用不能	約2千加入	メディアコンバータの故障
発生：平成15年7月6日 12:49 - 復旧：同日 15:23	メディア 関東地方の一部	音声サービス等の利用不能	約11万加入	共通線信号処理装置の故障
発生：平成15年11月16日 21:15 - 復旧：11月17日 2:11	NTTドコモ 神奈川県の一部	データ伝送を含む携帯電話サービスの利用不能	約4万9千加入	信号処理装置の故障
発生：平成15年11月28日 13:43 - 復旧：12月11日 2:18	ポーダフォン 宮城県仙台市の一部を除く東北6県全域	118・119番への通報不能	約86万加入	交換機データ変更時に誤ったデータを設定

2 電気通信事業における緊急通報機能等の高度化方策

「電気通信事業における重要通信確保の在り方に関する研究会報告書」においては、携帯電話からの緊急通報における位置情報表示機能について、関係者間の調整を行い、円滑な導入に向けて取り組むことが必要、IP電話からの緊急通報の接続を行うために必要な機能、実現する方法等について、関係者との検討の場を設けることが必要との提言も行われた。

これらを受け、総務省では、平成15年11月、情報通信審議会に「電気通信事業における緊急通報機能等の高度化方策」について諮問し、同審議会に緊急通報機能等高度化委員会を設置して、次のとおり検討を行っている(図表)。

(1) 携帯電話からの緊急通報における発信者位置情報通知機能に係る技術的条件の検討

携帯電話の普及に伴い、緊急通報全体に占める携帯電話からの通報の割合が急増しているが、携帯電話における発信者の位置特定は、固定電話と異なり、技術的困難性等から実現されていない。発信者の位置は、警察、消防、海上保安の緊急通報受理機関の迅速かつ確実な対応のために極めて重要な情報となっており、携帯電話からの緊急通報における発信者位置情報通知機能を早期に実現することが期待されている。

同委員会において、緊急通報を行った際に指令台

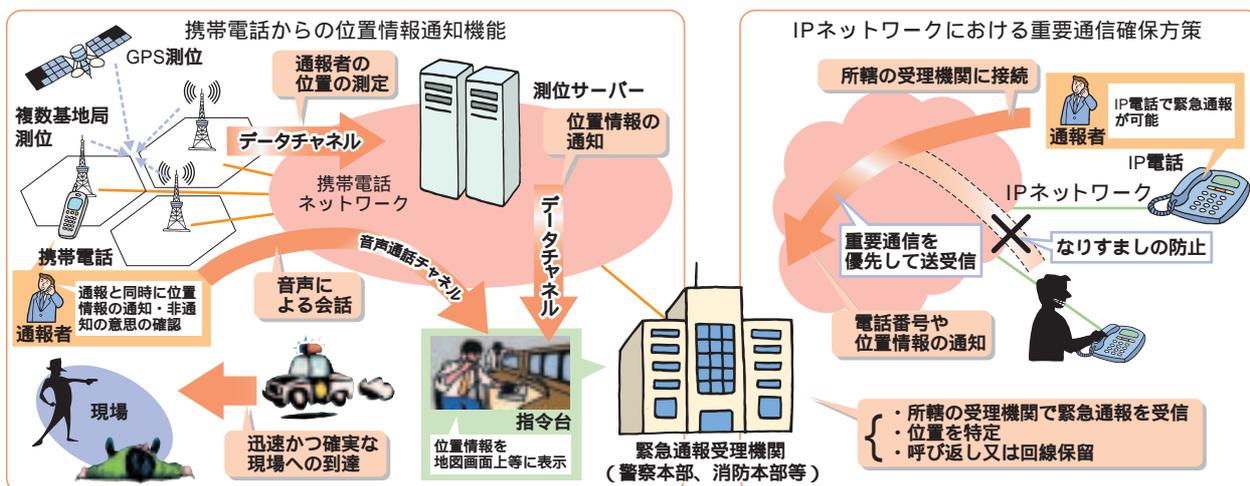
に速やかに位置情報を通知できるように、移動機又は携帯電話事業者のネットワークにおいてリアルタイムな位置情報の測定が可能であること、指令台において正確な位置特定ができるように、測定した位置情報が十分な精度を有すること、といった観点を踏まえ、当該機能の技術的条件、及びその開始時期や端末普及の目標等を内容とする導入スケジュールについて取りまとめを進めている。

(2) IPネットワークにおける緊急通報等重要通信の確保方策の検討

IP電話サービスからの緊急通報については、固定電話と異なり、技術的困難性等から発信場所を所轄する緊急通報受理機関の指令台に接続できないものがある。

同委員会において、現行の網構成等を基本としながら早期に緊急通報の接続を実現することを想定した技術方式等の検討(第1段階) 緊急通報をIP電話で受理する網構成等において緊急通報の接続を実現することを想定した技術方式等の検討及び今後の技術開発・標準化の動向等を踏まえた将来展望のとりまとめ(第2段階)を行うこととしており、IPネットワークにおける緊急通報等重要通信の確保に必要な機能の実現方策や標準化に必要な事項等について取りまとめを進めている。

図表 緊急通報機能等の高度化のイメージ



3 デジタル・ディバイドの克服

(1) 過疎地域等におけるネットワークインフラの整備

過疎地域等におけるデジタル・ディバイド是正に向けた取組

平成16年2月時点において、高速・超高速インターネットアクセス網の加入可能世帯数は、DSLで約3,800万世帯、ケーブルインターネットで約2,300万世帯、FTTHで約1,806万世帯となっている。また、携帯電話の契約数は平成15年度末には8,152万契約となるなど広く国民に普及している。

しかしながら、過疎地域等の条件不利地域においては、採算性等の問題から民間事業者によるネットワークインフラの整備が進まず、地理的要因によるディバイドが顕在化してきており、国・地方公共団体による政策的対応が求められている。

1 加入者系光ファイバ網設備整備事業

総務省では、平成14年度、「加入者系光ファイバ網設備整備事業」を創設した(図表)。この事業は、過疎地域等の地方公共団体がモデル事業として、地域公共ネットワークを活用しつつ加入者系光ファイバ網を

整備する際に国庫補助を行うものであり、これによって超高速インターネットアクセスが可能な環境を加速・推進している。平成15年度末までに8事業8町村について交付決定している。

2 移動通信用鉄塔施設整備事業及び電波遮へい対策事業

総務省では、携帯電話サービスエリアの地域間格差の是正に向けて、過疎地域等を対象に平成3年度から移動通信用鉄塔施設整備事業を行う市町村に対し国庫補助を行っており、平成15年度末までに527か所で事業を実施している(図表)。

また、高速道路等のトンネル及び地下街等の閉塞地域における整備については、電波遮へい対策事業を行う公益法人に対し国庫補助を行い、平成15年度末までに227か所で事業を実施している(図表)。

図表 加入者系光ファイバ網設備整備事業の概要

事業名	対象地域	事業主体	国庫補助率
地域情報通信ネットワーク基盤整備事業 (加入者系光ファイバ網設備整備事業)	過疎地、離島、辺地、半島、特定農山村	町村 (合併により市となったものを含む)	3分の1

図表 移動通信用鉄塔施設整備事業・電波遮へい対策事業の概要

事業名	対象地域	事業主体	国庫補助率
移動通信用鉄塔施設整備事業	過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯	市町村	2分の1
電波遮へい対策事業	高速道路等のトンネル、地下駅等の閉塞地域	公益法人	2分の1

関連ページ ▶▶▶ デジタル・ディバイドの解消については、1-4-2(5)(P.113)参照

3 デジタル・ディバイドの克服

(2) 放送分野における格差是正への取組

難視聴・受信障害解消のための事業を推進

総務省では、放送分野における地域間格差の是正を目的として、民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業及び衛星放送受信設備設置助成制度により、地理的条件等が原因で放送（地上波）の視聴が困難な地域において、良好な受信環境を確保するための

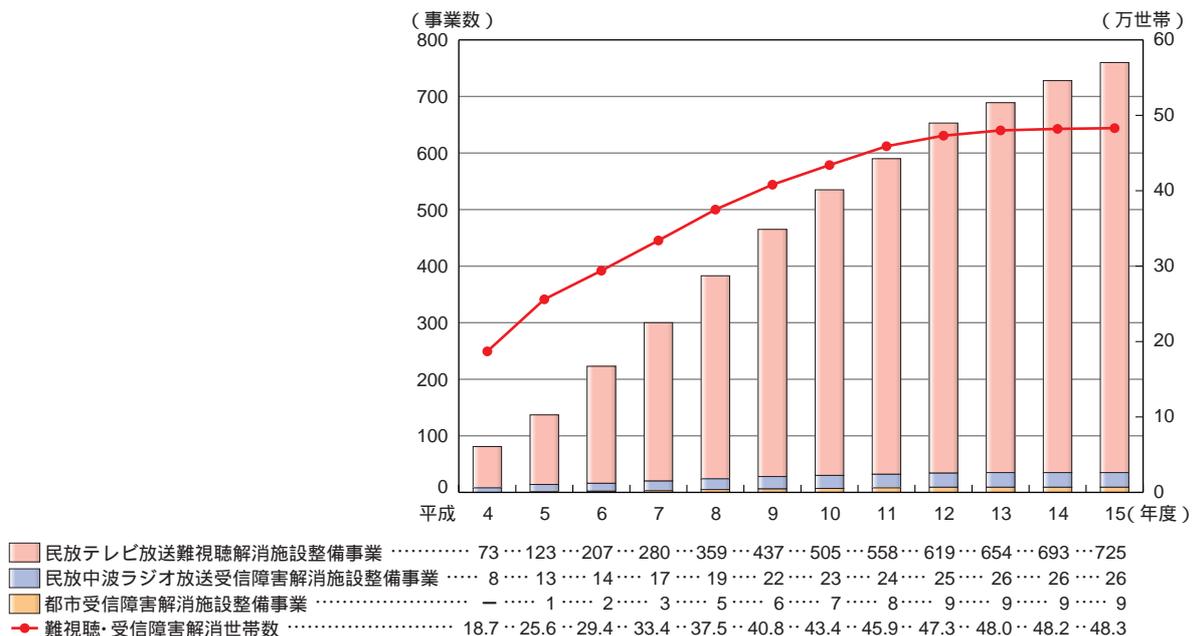
事業を実施する地方公共団体等に対し補助を行っている（図表）。

本事業による難視聴・受信障害解消世帯数は、平成15年度末現在、累計で48.3万世帯となっている（図表）。

図表 難視聴・受信障害解消に向けた各事業の概要

事業名	対象地域又は対象者	事業の概要
民放テレビ・ラジオ放送難視聴等 解消施設整備事業	地上系民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域 【実施事業数・地域数】 累計：725事業 平成15年度：32事業	市町村が整備する共同受信施設及び中継施設の設置に要する経費の3分の1を補助（過疎地等以外の市町村が中継施設を設置する場合は4分の1を補助）
	民放中波ラジオ放送が良好に受信できない地域 【実施事業数・地域数】 累計：26事業（38地域）	市町村が整備する中波ラジオ放送中継施設の設置に要する経費の3分の1を補助（過疎地等以外の市町村が中波ラジオ中継施設を設置する場合は4分の1を補助）
	原因建造物の特定が困難なテレビジョン放送の受信障害地域 【実施事業数・地域数】 累計：9事業（2地域）	市区町村が整備する共同受信施設の設置に要する経費の3分の1を補助
衛星放送受信設備設置助成制度 （平成2年度～）	地形等（建造物を除く。）によるNHKのテレビジョン（地上）放送の難視聴地域において、衛星放送を受信するための設備を設置した者 【実施世帯数・地域数】 累計：約27,000世帯（275市町村） 平成15年度：346世帯（13市町村）	個人又は団体が、NHKの衛星放送受信設備の設置に要する経費の4分の1を補助

図表 放送分野の格差是正事業等の実施事業数、難視聴・受信障害解消世帯数の推移（累計）



3 デジタル・ディバイドの克服

(3) 情報バリアフリー化の推進

障害・年齢面でのデジタル・ディバイド解消に向けた取組

総務省では、障害・年齢面でのデジタル・ディバイドの解消に向け、障害者・高齢者の様々な障害に対応できる情報通信機器・サービスを実現するための以下のような取組を実施している。

1 高齢者・障害者のIT利活用支援

平成14年12月から、高齢者・障害者によるICT活用の推進に関する研究会を開催し、情報通信を日々の生活や仕事の中で活用している障害者・高齢者の先進的知見も活用しつつ、情報通信が障害者・高齢者も含め誰にとっても一層使いやすく、かつ、利活用されるための課題や方策について検討を行い、平成15年5月に報告書が取りまとめられた。

同報告書を受け、平成16年度から、ITメーカーやNPO、福祉関係者の知見を活用し、障害者等が安心して利活用できる支援・連携の在り方、その担い手となる人材の育成の方策等について検討し、障害者等のIT利活用を総合的にサポートする体制のモデルを確立する予定である。

2 障害者・高齢者等が使いやすいホームページの普及

平成12年度から障害者・高齢者等を含めた誰もがホームページの情報を容易に利用できるよう、ホームページの問題点を点検・修正するシステム（ウェブアクセシビリティシステム）を開発し、実証実験等により

システムの完成度を高め、平成15年度には完成したシステムをCD-ROM化して地方公共団体等に配布するなど、広く公表した。今後は、地方公共団体のホームページや電子申請等のアプリケーション、KIOSK端末などIT関連機器・システムのアクセシビリティに関する評価方法、評価体制を確立する予定である。

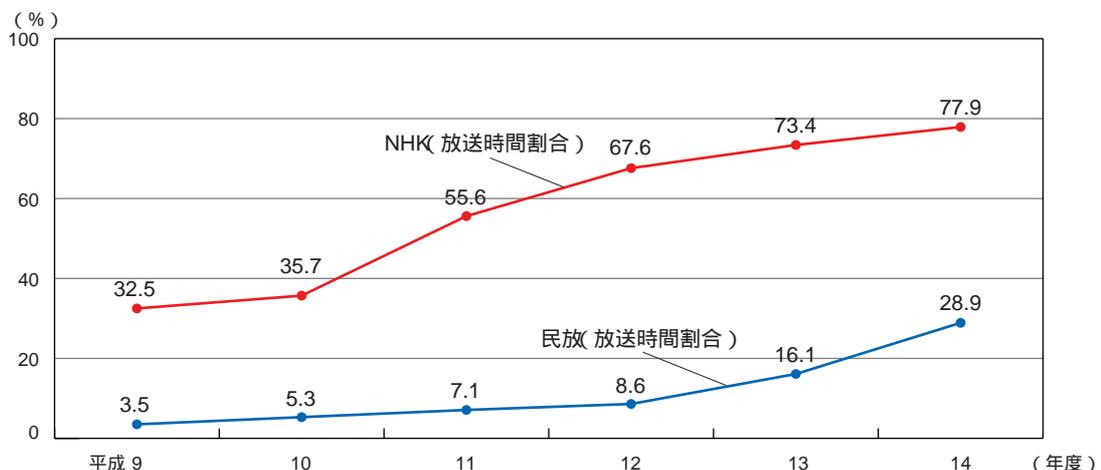
3 字幕放送の拡充

平成9年に「字幕放送の普及目標」を策定・公表し、字幕拡充の取組を推進しているが、さらなる拡充が望まれたことから、総務省では、平成13年7月に、放送事業者（NHK及び民放キー局）に対し「字幕放送の普及目標」の達成に向けた字幕放送の計画的な拡充を要請した。

これを受けて、放送事業者は、自ら作成した計画に基づき字幕放送の拡充を推進しており、字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合が、平成14年度においてNHKは対前年度比4.5ポイント増の77.9%、民放キー局は、対前年度比12.8ポイント増の28.9%と着実に増加している（図表）。

なお、平成15年3月には、在阪4局においても計画を自ら策定しており、総務省としては、引き続き字幕放送の実績の把握、公表等により計画の進行管理を行っていく予定である。

図表 字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合の推移



民放はキー5局平均、NHKは総合テレビを集計

4 電波利用環境等の整備

(1) 電波の与える影響からの人体・機器の防護・防止

安心で安全な電波利用に向けて

携帯電話をはじめとする電波利用の急速な普及・高度化に伴い、無線設備から発射される電波が、人体に好ましくない影響を及ぼすのではないかと懸念や、心臓ペースメーカー等の医療機器に誤動作を引き起こす可能性が提起されている。

総務省では、こうした懸念を解消し、安心して安全に電波を利用できる環境を整備するために適切な基準の策定及び継続的な研究等を実施している。

1 電波の人体に対する影響に関する研究等の推進

電波の生体への影響を科学的に解明するため、平成9年度から関係省庁や大学の医学・工学の研究者等により構成される生体電磁環境研究推進委員会を開催している。

同委員会では、平成13年1月、「現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波により、非熱効果を含めて健康に悪影響を及ぼすという確固たる証拠は認められない」こと等を発表した。また、平成15年10月、「長期にわたる携帯電話の使用が脳腫瘍の発生に及ぼす影響は認められない」こと、さらに同年12月、「携帯電話の電波が脳微小循環動態に及ぼす影響は認められない」ことを発表し、現在は、携帯電話端末の使用と脳腫瘍との関係についての疫学調査や睡眠・免疫機能への影響調査等を実施している。

総務省では、今後も電波の人体安全性に関する研究等を継続し、我が国の電波防護のための基準の根拠となる科学的データの信頼性向上を図るとともに、研究成果を正確に公表することにより、安心して安全に電

波を利用できる環境の整備を推進していく予定である。

2 電波の機器に与える影響の防止

平成9年3月、「医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯電話端末等の使用に関する指針」が策定された。これを受けて、総務省（旧郵政省）では指針の内容を厚生労働省（旧厚生省）及び国土交通省（旧運輸省）へ通知するとともに、その効果的な活用について要請した結果、鉄道車両内では混雑時に携帯電話の電源を切るなどの周知が行われている。

その後、第3世代携帯電話等の新しい方式の携帯電話サービスの開始をはじめとする電波利用の拡大、心臓ペースメーカーのような医用機器等の妨害電波排除能力が向上するなど、電波利用の状況が変化してきている。このため、総務省では、電波が医用機器等に及ぼす影響に関する詳細な調査を行い、電波を発射する側と医用機器等の影響を受ける側が安心して共存し、電波を利用できる環境の確保を図っている。平成12年度及び13年度には、最新の携帯電話端末等が心臓ペースメーカー等に及ぼす影響及び病院内における無線通信システムの導入に向け必要な諸条件について調査を実施した結果、先述した平成9年3月に策定した指針が妥当であることが確認されたため、広く国民に周知を行った。

平成14年度からは、普及が進みつつあるワイヤレスカードシステム等から発射される電波が心臓ペースメーカー等に及ぼす影響の調査を実施している。

4 電波利用環境等の整備

(2) 適切な電波の監視・監理

正しい無線局運用の徹底

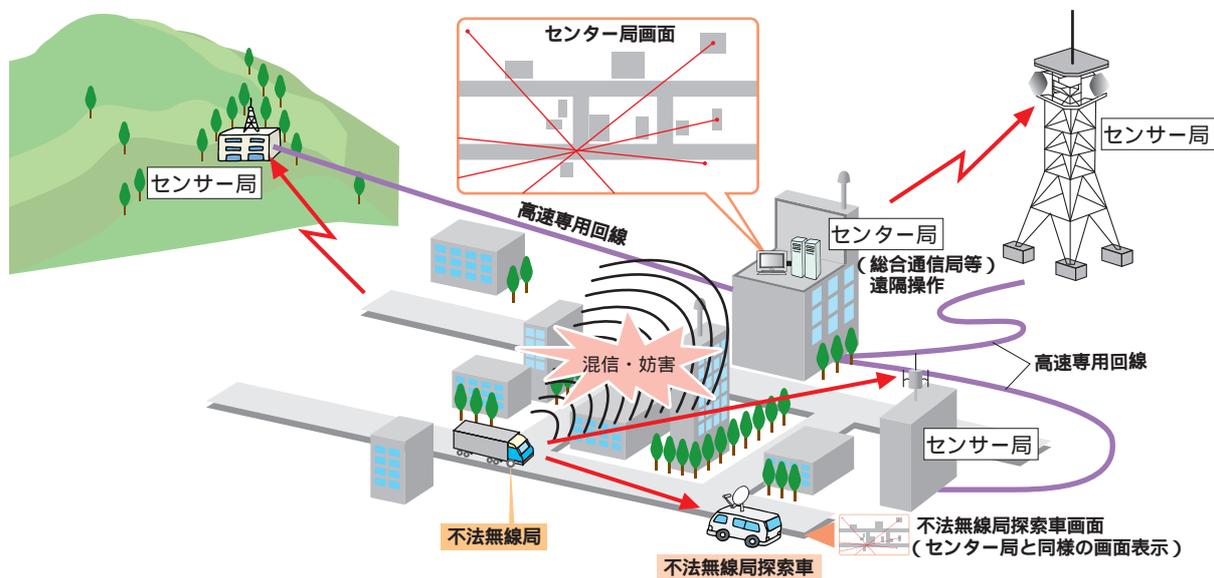
1 不要電波問題対策

電波利用の拡大、各種電子・電気機器の普及に伴い、機器・システムが他の機器・システムから電磁的な妨害を受けることが大きな問題となっている。特に、電子機器から漏えいする電波に対しては、その発生部位や発生状態が把握できないため、経験をもとにした試行錯誤的な対策がとられている。このような問題を抜本的に解決するために、総務省では平成12年度から電子機器から漏えいしている電波の状況を三次元の画像として表示することにより、その発生状況を把握できる技術（電波カメラ）の研究開発を実施している。平成14年度には、高精度電波センサーの開発、センサーの高精度アレイ化の開発、画像信号処理技術の開発、ホログラムを得るための操作方法の開発等を実施している。

2 不法・違法無線局対策

電波利用の拡大とともに、電波の不適正な利用も増大し電波利用における障害が多発している。このため、平成5年度から、不法無線局の探査等を効果的に行うための電波監視システム（DEURAS：Detect Unlicensed Radio Stations）の整備を進め、電波監視活動を強化するとともに、捜査機関との不法無線局の共同取締を実施している（図表、）。また、不法・違法無線局の未然防止策として、周知・啓発活動の強化や基準不適合設備の製造販売の防止策等に取り組んでいる。さらに、衛星通信については、近年軌道及び周波数の使用状況が高密度化し、混信等の発生が現実化しているため、宇宙電波監視施設を整備し、平成10年度から静止衛星のL、Ku、Ka帯ダウンリンクの監視を開始している。平成12年度からは監視対象とする周波数帯をS、C帯にも拡張している。

図表 DEURASの概念図



図表 電波監視施設設置状況（平成15年度末）

監視施設名	設置数
遠隔方位測定設備（DEURAS-D）センサー局	196
小型遠隔方位測定設備（DEURAS-R）センサー局	141
短波帯電波監視施設（DEURAS-H）センサー局	5
宇宙電波監視施設	1

4 電波利用環境等の整備

(3) 電気通信機器の基準認証

技術基準適合自己確認制度の導入

電気通信機器（特定無線設備及び端末機器）については、電波の公平かつ能率的な利用及び電気通信役務の円滑な提供の観点から、基準認証制度により技術基準への適合性が確保され、電波の混信や電気通信ネットワークの損傷が防止されている。

基準認証制度に関しては、近年、認証機関に対する公益法人要件の撤廃、我が国とEU、シンガポールとの間で製品等が基準・規格に適合しているか否かを評価する手続きを相互に認める相互承認協定（MRA）の実施等を進めてきた。

また、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月閣議決定）、「e-Japan重点計画-2002」等により、平成14年度中に電気通信機器の基準認証への自己適合宣言制度（製造業者等自らが、技術基準適合性の確認を行う制度）導入について、検討し結論を得ることとさ

れたことを受け、総務省では、平成14年5月から端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会を開催し、同年12月、最終報告書が取りまとめられた。

同報告書を受け、総務省では、電気通信機器について、無線機器及び端末機器の迅速な市場投入を促進し、経済活性化及び国際競争力強化に資するため、技術基準適合自己確認制度（いわゆる自己適合宣言制度）を導入し、事前の技術基準適合性の確認を製造業者等が自ら行うことにより速やかな製品化を可能とするとともに、混信妨害等の発生を防止するため、命令、罰則等の事後の監督命令を整備した。また、指定機関を国の裁量性のない登録制度に移行する電波法及び電気通信事業法の改正法案が第156回国会において成立し、平成16年1月から施行された（図表）。

図表 基準認証制度の改正の概要

